

協議項目8 「地方税の取扱いに関すること」

協議項目8 「地方税の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。ただし、都市計画税については、富士見都市計画用途地域の区域に対し、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税を行わない。

なお、国民健康保険税の税率については、別途定める。